

令和4年度 第3回守口市都市計画審議会議事録

日時： 令和5年3月13日（月） 午前10時から

場所： 守口市役所6階 教育委員会会議室

議題： （1）付議第54号

東部大阪都市計画下水道の変更（守口市決定）について

出席委員： 岡山敏哉、井ノ口弘昭、平井 治、西口誠一、杉岡佐緒理
池邨行弘、坂元正幸、甲斐礼子、西田久美、小鍛冶宗親
水原慶明、阪本長三、江端将哲
（計13名）

事務局	<p>それでは、定刻となりましたので、始めさせていただきます。</p> <p>会議に先立ちまして、事務局から数点、確認させていただきます。</p> <p>まず、本審議会の会議につきましては、会議録の作成上、発言前に挙手いただきまして、会長から指名を受けた上で御発言していただきますようよろしくお願い申し上げます。</p> <p>続きまして、資料の確認をさせていただきたいと思います。お手元の資料を御確認いただいでよろしいでしょうか。</p> <p>まず、本日の審議会の次第1枚でございます。次に、委員会の委員の名簿、続きまして議案書1部、あと本日投影いたしますパワーポイントの打ち出したもの資料1部の計4つを事前にお渡しさせていただいています。資料の不足等ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。</p> <p>それでは、岡山会長、議事進行のほうよろしくお願いたします。</p>
岡山会長	<p>それでは、ただいまから令和4年度第3回守口市都市計画審議会を開催したいと思います。</p> <p>皆様方には、朝早くお忙しいところ御参加いただきまして、御出席いただきましてありがとうございます。</p> <p>まず最初に定足数ですが、本日、13名の委員のうち全員が出席でございますので、守口市都市計画審議会条例第6条の規定により、本日の会議は成立しているということで御報告させていただきたいと思います。</p> <p>本日の議題は1件ですが、付議第54号、「東部大阪都市計画下水道の変更」ということで、これは守口市決定ということになりますので、今日の御審議を経て、変更案について決定したいというふうに思いますので、よろしくお願いたします。</p> <p>それでは、まず事務局のほうから御説明をよろしくお願いたします。</p>
事務局	<p>それでは、付議第54号、「東部大阪都市計画下水道の変更」について御説明させていただきます。</p>

スライドを使って御説明いたします。

スクリーンに、守口市全域を表示しております。

スクリーン並びに議案書の1ページを御覧ください。

本議案は、都市計画下水道の変更でございます。

守口市内の都市計画下水道は、西側の守口処理区公共下水道と、東側の寝屋川北部流域関連公共下水道の二つの区域から構成されています。

今回の変更は、赤色縁取り範囲の守口処理区公共下水道に関するものでございます。

主な変更内容といたしましては、①区域の変更となっております。詳しくは後ほど御説明いたしますが、建て替えを予定しております寺方ポンプ場の区域を廃止した上で、その廃止した寺方ポンプ場区域を、守口処理場の区域に編入することに伴う区域の変更となっております。

また、今回、寺方ポンプ場の区域の変更と合わせまして、②整合を図る変更も予定しております。こちらは、過去の計画と現況の整合が合わない箇所について、字名の修正、面積増減の伴わない区域の変更、断面寸法の修正を行うものとなっております。

今回の主な変更である区域の変更について御説明いたします。スクリーンを御覧ください。

初めに、現在の都市計画法上の区域でございます。赤色の線で囲んでいる区域が守口処理場区域でございます。次に、黄色の線で囲んでいる区域が寺方ポンプ場区域でございます。御覧のとおり、寺方ポンプ場と守口処理場は互いに隣接しているように区域決定された下水道施設でございます。これらの区域は、現に一団の土地として運用され、塀などで分けられているわけではございませんが、都市計画に基づく各施設の区域は、それぞれ別の施設として設定されております。

次に、変更に至る経緯でございますが、現在、老朽化した寺方ポンプ場を建て替える計画をしており、建て替えの際は、既存ポンプ場を稼働しながら、区域内に新たなポンプ場を新設し、竣工後に機能を切り替える流れとなることから、同区域内のみでは、建て替えができないことが判明いたしました。そこで、新たなポンプ場機能の配置について検討した結果、隣接する守口処理場の区域内に、同等機能を有する沈砂池ポンプ棟として建設することとしました。画像で説明いたしますと、現在の寺方ポンプ場の建屋の範囲は、白色の線で囲んでいるエリアとなっております。緑色の線で囲んでいるエリアは、新たな沈砂池ポンプ棟の建設場所となっております。新たに建設する沈砂池ポンプ棟は、守口処理場の施設として取り扱われることとなります。

続きまして、建て替え後の寺方ポンプ場の区域でございますが、現況の利用形態を鑑みまして、守口処理場に追加いたします。そのため、変更後の区域は、赤色の線で囲んでいる区域になり、黄色の点線で囲んでいる区域は、廃止後、守口処理場に追加される区域でございます。現在の寺方ポンプ場の区域である4,500平方メートルを廃止し、守口処理場に区域を追加するため、

変更後は、守口処理場の面積が、現在の約2万9,800平方メートルから、約3万4,400平方メートルに変更となります。なお、今回の区域変更は、全て市の所有地内での変更になりますので、新たに民有地等への制限がかかるものではありません。

続きまして、今回の変更に係る都市計画図書の内容について、御説明いたします。

スクリーンまたは議案書の2ページを御覧ください。

変更理由といたしまして、都市の健全な発達及び公衆衛生の向上に寄与し、あわせて公共用水域の水質の保全に資するため、本案のとおり寺方ポンプ場を廃止して、守口処理場に、寺方ポンプ場と同等の機能を有する沈砂池ポンプ棟を追加することとともに、守口処理場の区域面積を変更するものです。

併せて、大枝ポンプ場と守口処理場に関して、現況及び将来の土地利用との整合を図るため、変更するものです。

議案書の3ページから5ページは、変更後の総括図、計画図になっております。詳細は、議案書の6ページ以降の新旧対照を用いて御説明いたします。

まず、議案書の6ページを御覧ください。

赤字と黒字の二段書きになっている箇所の上段が変更前、下段が変更後でございます。赤枠線内、八雲放流渠の起点の位置について、現況との整合を図った表記に変更しております。

次に、同じ6ページの下側に移ります。先ほど御説明させていただきましたとおり、寺方ポンプ場を処理場に編入するため、4のポンプ施設の表記を削除し、5のその他の施設に追加したことにより、面積が増加しております。また、1の表記を現況との整合を図った表記に変更しております。

次に、スクリーンまたは議案書7ページを御確認ください。

守口市守口処理区公共下水道の計画諸元の変更です。

本市人口ビジョンから人口推計を踏まえ、令和10年度時点の処理区内の想定人口に変更しております。

次に、計画汚水量につきましては、数値計算の根拠データが更新されていることに伴い、過年度の実績水量等をもとに再計算した値に変更しております。

次に、総事業費につきましては、今後見込んでいる工事にかかる費用分を増額した金額に変更しております。

次のページに移りまして、スクリーンまたは議案書8ページを御確認ください。

①ですが、現況との整合を図るため、管径の表記を変更しております。

次に②の事業費について、工事に係る費用を積み上げて増額しております。

次に③のポンプ場施設について、廃止する寺方ポンプ場に関する記載を削除しております。

次に④について、事業費の金額を変更しております。

次に、同じページの下側に移ります。

①の守口処理場の位置及び面積を変更しております。
その下の②ですが、守口処理場内の施設として、沈砂池ポンプ棟の表記を追加しております。
次に③の事業費ですが、今後見込んでいる工事に係る費用分を増額しております。
次に、新旧対照図を表示します。
スクリーンまたは議案書の9ページを御覧ください。
変更箇所について、参考図で示したものです。先ほど議案書の6ページから8ページにかけて御説明させていただきました内容を、図に反映させたものとなっております。
続きまして、大枝ポンプ場にかかる新旧対照図を表示します。
スクリーンまたは議案書の10ページを御覧ください。
こちらについても、現況との整合を図るため、赤色線で囲んでいる区域に変更しております。なお、区域変更は、市の所有地内での変更になりますので、新たに民有地等への制限がかかるものではございません。
次に、寺方ポンプ場にかかる新旧対照図を表示します。
スクリーンまたは議案書の11ページを御覧ください。
冒頭で御説明させていただきましたとおり、寺方ポンプ場の区域を廃止するため、区域を示す黄色塗り範囲は削除し、面積や位置の表記も削除します。
次に、守口処理場にかかる新旧対照図を表示します。
スクリーンまたは議案書の12ページを御覧ください。
黄色は変更前、赤色は変更後を示しております。冒頭で御説明させていただきましたとおり、守口処理場の区域を変更しております。変更後の区域は、赤色の線の範囲になります。また、守口処理場の区域、位置につきまして、現況との整合を図るため、変更しております。
最後に、都市計画手続に関する情報を報告します。
この都市計画案につきまして、2月14日に住民説明会を行いました。説明会では、都市計画に関する意見はございませんでした。都市計画法第19条第3項に基づき、大阪府に対し協議をした結果、本都市計画案について、2月20日付で異議なしの旨の回答をいただいております。
また、2月22日から都市計画法第17条に基づき、2週間の縦覧に供した結果、意見書の提出はありませんでした。

以上で、付議第54号、「東部大阪都市計画下水道の変更」についての説明を終わります。

岡山会長

以上で説明が終わりましたので、御質問、御意見ございますでしょうか。
甲斐委員、どうぞ。

甲斐委員

このたびの計画変更において、一般市民の方の影響はございませんか。

岡山会長	事務局どうぞ。
事務局	<p>今の甲斐委員の御発言ですけれども、既存の施設をそのまま移動するだけでございますので、市民への影響はないというふうに考えてございます。</p> <p>以上でございます。</p>
甲斐委員	ありがとうございます。
岡山会長	<p>ほかございませんでしょうか。</p> <p>下水道は極めて珍しい議題なんですけれども、法定都市計画、第11条の法定都市計画があって、その中で、都市施設というのがあるんですね。道路とか公園が主なものなんですけども、市のインフラですね、それを整備するというので、ポンプ場とか処理施設そのものについては、都市計画審議会の中では議論しないんですけども、一応、その施設の区域ですね。道路だったらその区域、公園だったらその区域で、下水道も同じように、区域が都市計画図の中で示されております。その変更といいますか、多くは、これまでのちょっとした位置ですね、その是正するというのが後半部分で、前半部分は、今まで法律上、処理場とポンプ場というのは分けて指定されていたんですけれども、そのポンプを、同じ機能をもつ沈砂池ポンプ場に変更するというので、じゃあ、処理区の中に、もう一つにまとめてしてはどうかということ、だから、実質的な区域の変更ということではなくて、ポンプ場の区域を処理場の区域に変更すると、そういう変更ですので、その甲斐委員の懸念されている住民への影響というのは、ほとんどないということでございます。</p> <p>ほかよろしいでしょうか。</p> <p>それでは、御質問、御意見ございませんので、これで、この議案、「東部大阪都市計画下水道変更」これは守口市決定になるんですけれども、それについての変更案、御承認ということでよろしいでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">（「異議なし」の声あり）</p>
岡山会長	<p>それでは、原案どおり決定させていただきたいと思います。</p> <p>そのほか、何か事務局のほうで御報告等はございますでしょうか。</p>
事務局	ないです。
岡山会長	<p>はい、分かりました。</p> <p>それでは、これで全ての議事が終わりましたので、令和4年度第3回守口市都市計画審議会を終了したいと思います。</p> <p>なお、本日の署名委員は杉岡委員と江端委員にお願いしたいと思いますの</p>

で、よろしくお願いいたします。
どうもありがとうございました。

閉会 午前10時20分